

## 全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明

当会は、国に対し、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも少年鑑別所に送致された少年の事件全件にまで拡大するよう、速やかに少年法を改正することを求める。

### 記

少年審判手続において、弁護士は、「付添人」という立場から、少年に対して必要な法的援助を行い、裁判所の事実認定や処分決定が適正に行われるよう少年の側に立って活動する一方、家庭や学校・職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。審判に付された少年達の多くは、家庭で虐待を受け、あるいは学校等でいじめを受ける等、家庭や社会に自らの居場所を見つけることができず、信頼できる大人に出会えないまま非行に至っている。そのような少年を受容・理解したうえで少年に寄り添って援助・支援を行う付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

このような付添人活動の重要性にもかかわらず、実際に付添人が選任される例は少なく、付添人の選任率は、少年鑑別所に収容され審判を受ける少年の約40%、審判を受ける少年全体では約8.5%に過ぎない。成人の刑事裁判では約98.7%の被告人に弁護士が選任されていることと比較すると、未成熟な少年に対する法的援助は極めて不十分な状況にある。

このような状況が生じている大きな原因として、少年審判における国選付添人制度の範囲が限定されていることが挙げられる。2007年11月に導入された現在の国選付添人制度は、主に殺人や強盗などの重大事件を対象とし、かつ、国選付添人を選任するか否かは裁判所の裁量に委ねられている。そのため、多くの事件で少年に国選付添人が選任されない事態が生じている。

さらに、昨年5月21日からは、被疑者段階の国選弁護制度の対象が窃盗や傷害などの事件にまで拡大されたが、これにより、少年の場合には、「被疑者の段階では国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所の審判になると国選付添人が選任されない」という事態が生じうる状況となっており、制度上の矛盾は一層明らかである。

日弁連では、少年に対する法的援助を保障する観点から、国選付添人の対象事件が拡大されるまでの臨時的・暫定的な措置として、全会員の特別会費に基づく少年・刑事財政基金を会内に設置し、これを財源として国選付添人制度の対象とならない事件の少年・保護者に対しても弁護士費用を援助する少年保護事件付添援助制度を設けている。

当会でも、2005年（平成17年）10月には、少年鑑別所へ送致された少年に対する当番付添人制度を開始したうえで、多くの会員が、積極的に少年保護事件付添援助制度を利用して私選付添人となり、献身的に付添人活動を行ってきた。被疑者国選弁護制度の拡大後も、国選付添人の対象とならない大多数の事件について、少年の被疑者国選弁護人であった多くの会員が引き続き少年保護事件付添援助制度を利用して私選付添人となり付添人活動を行っている。一方、長野家庭裁判所との協議において、国選付添人対象事件であ

るにもかかわらず付添人が選任されていない少年に対して積極的に国選付添人を選任することを求め続けてきた。このように、当会では、少年審判手続に付添人が関与する機会が増えるよう、様々な取り組みを行っている。

しかし、心身共に未成熟であり、容易に取調官の誘導に応じやすい少年に対して、捜査から審判に至る一連の手続で適正な手続を保障し、更生の支援をするという法的援助を与えることは、本来、国の責務であり、弁護士会員の私財によって支えられている現在の少年保護事件付添援助制度は、国選付添人制度が拡充されるまでの臨時的・暫定的なものに過ぎない。我が国が批准している子供の権利条約第37条(d)が「自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」と規定していることに照らせば、国による少年への法的援助の保障が成人に対するよりも不十分である現状は、一刻も早く改善されなければならない。とりわけ、観護措置決定を受けて少年鑑別所に収容された少年については、事件の軽重を問わず、身体拘束によって外界と隔離されるため手厚い保護を与える必要があること、その生育歴・家庭環境にも大きな問題を抱えたケースが多いこと、少年院送致などの重大な処分を受ける可能性が高いこと等から、国選付添人による法的援助がより一層重要である。かかる少年に対する国選付添人制度を早急に整えなくてはならない。

よって、上記のとおり、速やかな少年法改正を求める。

2010年(平成22年)6月18日

長野県弁護士会

会長 小林

